

■民泊サービスに係る消防法令の適用について

夕張市内において、住宅宿泊事業（届出住宅）を活用し、住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を宿泊サービスとして提供する「民泊サービス」を開設しようとする事業者の皆様は、消防法令の適用についてお知らせします。

消防法令適合通知書について

住宅宿泊事業の届出を行う際は、届出住宅が消防法令に適合していることを証するため、消防法令適合通知書の添付が必要となります。

消防法令適合通知書の交付については、宿泊室の床面積や家主の有無等により消防法令上の建物用途が判定され、必要となる消防用設備等が異なりますので、事前に平面図等ご持参の上、消防本部予防課予防係まで相談してください。

申請から交付までの流れ

- 事前相談（消防法令適合の事前確認）
↓
- 消防法令適合通知書交付申請（検査日調整）
↓
- 書類審査
↓
- 検査（立会いが必要）
↓
- 消防法令適合通知書交付決定
↓
- 消防法令適合通知書交付

提出書類	消防法令適合通知書交付申請書
添付書類	付近見取図・建物立面図・各階平面図
提出時期	事業の開設前
提出者	事業を開設する者

リーフレット

民泊における消防法令上の取扱い等について

リンク

北海道民泊ポータルサイト